

平成30年9月定例会  
文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	平成30年9月11日(火)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 議 日 時	平成30年9月11日(火) 午前 8時59分
閉 会 日 時	平成30年9月11日(火) 午後 3時00分
委 員 長	田中 克美
委員会出席議員	
委 員 長	田中 克美
副 委 員 長	芝寄 和好
委 員	加藤 久子 金澤 孝太郎 川崎 葉子 諏訪 三津枝 市ノ川 徳宏
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 7 3 号	鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 7 4 号	鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 7 5 号	鴻巣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	原案可決
第 7 6 号	鴻巣市立小・中学校体育施設の利用に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 8 0 号	平成 3 0 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 2 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 8 1 号	平成 3 0 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 8 2 号	平成 3 0 年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 8 4 号	平成 2 9 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認 定
第 8 5 号	平成 2 9 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認 定
第 8 7 号	平成 2 9 年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について	認 定
第 9 0 号	平成 2 9 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	認 定

委員会執行部出席者

(福祉こども部)

福祉こども部長 永野 和美  
福祉こども部副部長 田口千恵子  
福祉課長 川畠 利徳  
福祉こども部参事  
兼こども未来課長 岩間 則夫  
こども未来課副参事 伊藤 正一  
保育課長 佐々木晴美

(健康づくり部)

健康づくり部長 高木 啓一  
健康づくり部副部長 細野 兼弘  
健康づくり課長 清水 恵子  
健康づくり部参事  
兼国民年金課長 関根 則男  
長寿いきがい課長 福島 光一  
スポーツ健康課長 新井 隆司

(教育総務部)

教育総務部長 佐藤 康夫  
教育総務部副部長  
兼教育総務課長 岡田 和弘  
生涯学習課長 伊藤 和代

(学校教育部)

学校教育部長 服部 幸司  
学校教育部副部長  
兼学務課長 野本 昌宏  
学務課副参事 藤村 郁夫  
学校支援課長 上岡 勝  
学校支援課副参事 池田 耕司  
教育支援センター所長 神田 英昭  
中学校給食センター所長 森田 慎三

吹上支所副支所長 大澤 昌弘  
川里支所副支所長 山縣 一公

書 記 篠 原 亮  
藤 平 美由紀

(開議 午前 8 時 5 9 分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

初めに、学校支援課長より訂正の申し出がありましたので、許可いたします。

(学校支援課長) おはようございます。昨日川崎委員さんから地域人材活用事業の学力向上支援員についてご質問をいただき、今年度は10名の学力向上支援員を小学校7校へ配置していると申し上げましたが、正しくは9名を7校へ配置し、1名については統括学力支援員として教育支援センターに配置をしております。なお、統括学力向上支援員につきましては各学校を回り、学力向上支援員の活動に関する連絡調整、また学力向上支援員に対する指導、助言、アンケート調査や確認問題等の集計、分析を行っております。おわびして訂正させていただきます。

以上でございます。

(委員長) 次に、教育総務課長より訂正の申し出がありましたので、許可いたします。

(教育総務部副部長兼教育総務課長) おはようございます。昨日の金澤委員よりみどりの校庭推進事業のご質問の中で年度ごとの芝生の取り組み状況のご答弁をさせていただきましたが、平成27年度取り組んだ学校名を赤見台第二小学校と申し上げましたが、正しくは赤見台第一小学校でございますので、訂正のほどお願いいたします。申しわけございませんでした。

(委員長) 続きまして、健康づくり課長より訂正の申し出がありましたので、許可いたします。

(健康づくり課長) おはようございます。昨日の諏訪委員さんからのご質問で病院誘致に関するご質問の中で、病院整備計画の受け付け期間を7月19日から8月24日と申し上げましたが、平成30年7月23日から8月24日ということになりますので、おわびして訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(委員長) ただいまの訂正の発言について許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

それでは、きのうに引き続き質疑を求めます。質疑はありませんか。

(市ノ川) 皆さん、おはようございます。167ページあたりに各放課後児童クラブの運営事業が並んでいますけれども、運営事業で例えば鴻巣放課後児童クラブ150万円、赤見台第一小が35万円、随分値段が違うと思いましたら、光熱水費が随分かかっているのですが、光熱水費が発生していないというのはどういうことなのでしょうか。

(保育課長) おはようございます。光熱水費が発生していない場所につきましては、例えば公民館の中に位置しております児童クラブ等になります。

以上です。

(市ノ川) 225ページの障がい者等歯科診療運営業務委託事業なのですが、実際にはここに通われている方が何名ぐらいいて、1年間で延べ人数にするとどのくらいになるのでしょうか。

(健康づくり課長) 平成29年度末の登録人数が62名となっております。そして、受診者数の延べ人数ですが、318人ということになっております。以上です。

(市ノ川) 245ページなのですが、やっぱりこれも歯科の話なのですが、妊婦さんが歯科健診を受けられるようになりましてけれども、利用者というか、診療を受けた方というのはどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

(健康づくり課長) 妊婦歯科健診が平成28年度から開始されました。それで、平成29年度、昨年度の受診者数は225人となっております。

以上でございます。

(市ノ川) もう一点。これは、きのう金澤委員さんのほうから文化財のお話がありましたけれども、クレアの1階に埴輪が置いてありますよね。もうちょっと市民の方に見えやすい、日の当たる場所に出すというわけ

にはいかないのでしょうか。

（生涯学習課長）あそこに置いてある埴輪なのですけれども、国の指定重要文化財になっておりまして、本来博物館相当の施設に置かなければならないというものになっているのです。今現在鴻巣市の中でそういった防犯の面だとか防火対策の面とか、施設としてはクレアのコーナーが一番そこに適しているということでそこに置かせていただいております。

以上です。

（芝寄）おはようございます。よろしく願いいたします。

145ページお願いいたします。中ほど、在宅重度心身障がい児レスパイトケア事業についてお伺いいたします。この事業を使える事業所は、昨年度の話では市内にはないというふうに聞いております。本年度できる予定になるのか、それとも今どういうふうな取り組みをしているのかお聞かせ願えますでしょうか。

（福祉子ども部副部長）本市には現在利用できる事業所はございません。市外の事業所を今使っていただいている状況でございます。今年度4市1町で協議体をこれからつくろうということで動いているところではございます。ただ、それを自立支援の協議会の単位でやるか、4市1町、上尾、桶川、伊奈、北本、鴻巣でやるか、その辺を今協議中でございます。

（芝寄）協議中ということは、これからいろいろ会議を開くとは思いますが、目標とか年度内にその答えを出すとか、どこまで話が進んでいるのか。

（福祉子ども部副部長）一応計画では3年以内にその協議の場を設けるということになっておりますので、それをめどに何かまとめていかなければとは思っております。

以上です。

（芝寄）済みません。ちょっと戻りまして、135ページお願いいたします。避難行動要支援者事業についてお聞きします。

ちょっと加入状況なのですけれども、昨年度は10%ちょっとぐらいで、

去年の9月にも聞いたと思うのですけれども、目標は、ということで昨年9月時点で春まで、ことしの4月、昨年の年度末までに30%ほどを目標というふうに聞いておるのですけれども、その達成率をお聞かせ願えますでしょうか。

(福祉課長) 避難行動要支援者の名簿の登録者数になります。平成29年度に1,187名、対象者が7,131名……間違えました。済みません、避難行動要支援者名簿の対象者数は7,131人、そのうち名簿の登録者数は560人となっており、約8%ぐらいの登録となっております。

以上です。

(芝罘) 今後の予定はどんなふうに持っていくのかお聞かせ願えますでしょうか。

(福祉課長) やはり避難行動要支援者の制度自体がまだ周知されていないこともありますので、今後は避難訓練等でこの制度を周知啓発のほうをしていき、何とか登録者人数のほうをふやしていきたいと考えております。

以上です。

(芝罘) 続きまして、149ページをお願いいたします。上から3つ目、手話活動普及促進事業、まずは促進している事業の内容についてお尋ねいたします。

(福祉子ども部副部長) 手話の活動普及促進事業ですが、大きく2つございます。まず、手話の奉仕員の養成と通訳者の養成、その講習会を開くということになっております。講習については、社会福祉協議会で奉仕員を養成しまして、通訳者の養成を市のほうで行っております。全ての課程を修了するには3年かかるということで、主には手話通訳者と奉仕員を養成しているということになります。

以上です。

(芝罘) 今、委員会のほうで手話言語条例を進めているわけですが、これが年度内に成立となればこの辺も変わってくるかなと思うのですけれども、市民の方にとりか手話が必要な方に対してのアピールとか、いろいろ促進事業ということでどんどん広がっていくと私は思うのです。

けれども、どのようにその辺を考えているのか。

(福祉子ども部副部長) おっしゃるとおり、講習会のほうは参加人数をふやすほうの努力をしたいと思っております。周知啓発等が進めば、当然派遣の数もふえていくと思っておりますので、その担い手となる通訳者を養成する責務が生じるとは感じております。

(芝寄) その大きく広げていくのは、この事業の項目の中で今後やっていくということによろしいでしょうか。

(福祉子ども部副部長) 大きくは促進事業という中で広げていくことにはなりますが、一方で通訳者の派遣の事業もございますので、こちらについてもまた拡大が必要かなと思っております。

以上です。

(芝寄) 続きまして、157ページ、真ん中ちょっと上の高齢者福祉センター管理運営事業の中の川里ふるさと館ボイラー管理委託料なのですけれども、昨年もそうなのですけれども、770万の管理委託料、月64万8,000円ならしてなのですけれども、毎月毎月どのような管理をやっているのか。ちょっと感じ的にはすごく高いような気がするのですけれども。

(長寿いきがい課長) ボイラーにつきましては……ちょっと休憩をお願いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時14分)



(開議 午前9時15分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(長寿いきがい課長) 川里ふるさと館のボイラー管理につきましては、ここにお風呂施設がありますので、その管理全般を全て委託しております。ですので、若干の修繕とかありました場合にはそれも全てこの管理費用の中で賄っているということになります。

以上です。

(芝寄) 今修理等があったらこの管理の中からということなののですけれども、では修理がない場合はこの金額はどうなってくるのですか。何か

ちょっと計算の仕方が私理解できないのですけれども。

（長寿いきがい課長）資料がちょっと今手元にございませんで、確認して後で報告させていただきたいと思います。

（芝寄）続きまして、161ページお願いいたします。真ん中の子どもの医療費支給事業についてお聞きいたします。

30年度から多子世帯の入院費が18歳ということで含まれてきていると思うのですけれども、18歳の高校生の医療費についてどのくらいの割合の利用があったのかというのをお聞かせ願えますでしょうか。

（こども未来課長）平成28年度から多子世帯の部分につきまして拡大をさせていただいております。そして、平成29年度の実績でございますけれども、登録者数が374人、それと支給延べ件数につきましては2,082件ございました。金額では443万6,077円ということになっております。

以上です。

（芝寄）この件数と金額というのは、当初予想と比べてどのように判断をされておりますでしょうか。

（こども未来課長）当初では四百七、八十万程度を予定しておりましたけれども、おおむねそのぐらいの額という感じにはなっております。

以上です。

（芝寄）続きまして、233ページをお願いします。真ん中の健康ウォーキングポイント事業について、ほかからも質問が出ていたので、市としては昨年度でおしまいということだというふうに説明だったと思うのですけれども、県のほうの今度あれするということで、今までやってきた健康ウォーキングポイント事業をやった結果、該当の方々の医療費等の変化というものをどのくらい把握しているのかわかりますでしょうか。成果です、この事業についての。

（健康づくり部長）29年度の結果でございますけれども、1人当たり972円相当の抑制ということになっております。継続してやっていただいている方については、平成27年度から継続されている方については1,283円、28年度から継続していただいている方については1,102円、29年度からの新規の方については305円という形になってございます。長くやって

いただけるほど医療費の削減の効果があるという分析になっております。

以上です。

(芝罘) といいますと、この事業に対しては一定の効果があったとはっきりと言えるということでしょうか。

(健康づくり部長) はい、そのとおりでございます。

以上です。

(芝罘) 続きまして、351ページからの給食の関係なのですが、単純に数字なのですが、まず未回収がどのくらいあるのか。小学校、中学校。数字をまずお聞かせ願えますでしょうか。

(中学校給食センター所長) 中学校の給食費について未徴収金額は160万1,544円となっております。小学校は私会計なものですから、こちらのほうには出ておりません。

以上です。

(芝罘) 小学校はそういった会計なのはわかるのですが、市としてそういうのは未徴収というのは把握しないのですか。私はするべきだと思うのですが、どうでしょうか。

(中学校給食センター所長) 把握はしております。ちょっと正確な数字は今持ち合わせていないのですが、ほとんどない状況です。ゼロ円に近い状況です。

(芝罘) では、この未徴収の金額を今後また回収していかなくてはならないという努力は大変なことかなと思うのですが、中学校で160万というのは昨年と比べてどのくらい増減があるか。昨年度までの未徴収を今年度はどのような形で、目標とかあれば聞かせてください。

(中学校給食センター所長) 昨年の同時期のものが220万ほどございましたが、今年度160万にしたというか、減らしている状況です。対応としては、未納対策として督促、催告等はしていますが、なかなかそれだけでは対応できないので、今、週1回職員が臨宅徴収等を行って回収をしている状況です。

以上です。

(芝罘) 最後で、ピアノ調律の支払いの項目についてなのですが、各施設とかのピアノ調律で金額ばらばらなのなのですが、公民館等いろいろなところ、この調律の発注の仕方というのは個々に任せているのでしょうか。

(生涯学習課長) ピアノ調律につきましては、各公民館で個々に発注しております。ただ、例えば中央公民館の額が低かったりするのですが、それは勤労青少年ホームで1台の分を支払っていることによって下がってきています。

以上です。

(芝罘) このピアノ調律に関しては、たしか2年前の9月決算のときに他委員が質問しているのですが、鴻巣市の中でたくさんピアノがある中で個々にピアノ調律発注をかけるのでは無駄ではないかという話をたしか2年前にしているはずなのです。そのときの……要は鴻巣全体で何十台かわからないのですが、100台ぐらいあるのかかわからないのですが、ピアノ調律一括で業者に発注したほうが全体的な金額って抑えられるのではないかという話をして、そのときに執行部の答弁は今後それは検討して前向きにやりますという返答を2年前にしているのですが、全然変わっていないのですが、そのときの話し合いはしたのでしょうか。

(生涯学習課長) それにつきましては、今年度中にちょっと協議をして検討したいと思います。

(委員長) それでは、きのう終わった方できょうどうしても聞いておきたいことがありましたら何点か許しますので。

(加藤) 済みません。何点か聞かせてください。

まず、135ページなのなのですが、中ほどのところにあります社会福祉協議会の補助金です。これは、本会議でもどうして前年と補助額が違うのかというふうな中で、基金の取り崩しの中で補助する額を少なくしたというふうな、そういう答弁があったかと思うのです。今年度、30年度の予算を見ても同じ5,200万円なのですが、また今年度もそういうふうな基金が社協に、そんなに基金というものが取り崩して、それを運用でき

るような基金ってあるのですか。というのは、市民後見人とか何かしたときに職員を1人ふやすとか何かというふうなことで委託しているかと思うのですが、随分前に在宅福祉のそういう基金もなくなってということで、いろんなほかのことができなくなったという話も実際聞いていることもあるのですけれども、そんなに社協ってお金あるのですか。補充しなくても大丈夫なような。

（福祉子ども部長）金額につきましては、28年度と29年度は同額でございます。28年度からの分につきましては社会福祉協議会さんから基金の活用ということで、金額については申し出に従い決定させていただいたところでございます。そして、今年度も同じ金額なのですけれども、今後につきましては今社会福祉協議会さんとはお話をしているところではございます。また、事業につきましては事業費として別に出ていますので、各種事業にそれぞれの予算がついているという状況です。

（加藤）この補助金というのは、正職員というか、職員さんの給料が主な補助金額になるわけですね。そのほかのいろんな事業所とか指定管理とかやっているところ、それは全く別にいろいろと出ているのは私もわかっているのですけれども、とりあえずこんなに社協ってお金があるのかなと感じたものですから、そんな基金でやりくりできるから補助金減額してもいいですよなんていうことが、ちょっと考えられなかったものですからお聞きしたのですが、それで30年度も同じ額ですよ。30年度予算も。やりくりできるというのであれば、それにこしたことはなくいいのでしょうけれども、実際の事業でいろんなことをやっていただく中でもうかるものなんていうのは社協はあるわけないので、ちょっと不思議だなと思ったのですけれども、その辺大丈夫なのですね。

（福祉子ども部長）基金を活用することにつきましては、法人改革ということで社会福祉協議会さんのほうからの申し出によりやっております、もちろん毎年基金を使っておりますので、基金自体が目減りをしているということは事実としてございますので、どこを分岐点にするかというようなことが今後問題になってくると思います。

以上です。

(加藤) 次に、361ページの一番上の新成人の映画鑑賞券なのですけれども、これ決算で47万6,300円ということですよ。実際来られた方に全部記念品として配布されていると思うのですが、実際に配布したチケットがどこまで活用されているかというふうな把握がされているのかどうかお聞かせください。

(生涯学習課長) この業務委託に関しましては、チケットを使った方が利用したということで実際433人の成人の方に使っていただきました。

(加藤) 433人ということは、47万という、ちょっと今すぐ計算できないのですけれども、大体かなりの方が、800人、900人ぐらいが対象で、その中で参加者が五、六百人は出席されていると思います。その中で433人ということで、3分の2ぐらい程度は利用されているのかなとは思いますがけれども、金額、普通ですと1,800円とかですよ、映画チケット代が。それで計算すると433人で47万ってチケットを出した分の金額なのか、実際に出してしまっているわけですから、使おうが使うまいがチケット代としては払わなければならないわけですよ、市として。その金額が47万ということですから、利用者のと違うわけですよ。

(生涯学習課長) 成人式で出席された方は942名です。そのうち記念品を利用された方が433名で、実際利用率は45.9%です。  
以上です。

(加藤) この47万という金額というのは、発行したというか、記念品として出した金額になるということではないのですか。

(生涯学習課長) 申しわけございません。1枚1,100円のチケットとなっております。

(加藤) 何でこんなことを聞くかというのは、映画の利用人数というふうなことが今、年に1回報告がありますけれども、それで942名に出している中でその分がカウントされて利用人数というふうに報告されているのか、その辺をちょっと確かめたかったので聞いたのですけれども。

(生涯学習課長) 実数です。利用された方の実数で433人が1,100円のチケットを利用してくださったという計算になります。

(加藤) 363ページの19節のところのジュニアリーダーの研修の関係です

けれども、今このジュニアリーダー養成研修ということで今もなおかつやっぺいらっしやるのですけれども、今実際ジュニアリーダーさんって何人ぐらい登録されていて、やっぱり養成講座の研修をする中で人数がふえているのかどうかお聞かせください。

（生涯学習課長） 済みません。累計については資料がございません。申しわけございません。

（加藤）では最後に、385ページの一番上の図書館の指定管理の関係です。もうこれで4年目になるのですでしたっけ、指定管理になって。それで、現在図書館の……3館あるわけですけれども、それぞれ場所によって人数配置も違うと思うのですが、一括しての指定管理料ですよ、3館の。その中で何人の方がそこで仕事していただいているのか、ちょっとお聞かせください。

（生涯学習課長） 後で資料としてご報告いたします。

（加藤）それと、図書、この指定管理料の中に図書費が入っているのですか。それで、図書の選定も前聞いたときに市の職員もかかわって選定に入っているというふうなことも聞いていますけれども、実際の図書代というのはちょっと見る中では別途にないのですけれども、指定管理料の中に図書の購入費も入っているのかどうかを確認させてください。

（生涯学習課長） 指定管理の中では、この決算の中で最低3,385万円以上図書を買うということで指定管理で取り決めをされております。実際29年度の実績としましては3,395万1,908円が図書や視聴覚、CD等に使われております。

（加藤）最後になります。3,395万1,908円というふうなことで図書費というふうなお答えがあったわけですけれども、これで3館の分、同じものを買うこともあるでしょうね。図書館によって違うわけですから。そういう中でこれが十分に図書費としてというか、図書の冊数、新しく買わなければならない中でこれで賄えているのですかというか、十分市民が読みたいというふうな本がそこできちんと用意されるような状況に毎年なっているのかを最後にお聞きします。

（生涯学習課長） 直営時代、人口1人当たり鴻巣市としては2.55冊とい

うことで数字がカウントされているのですが、28年度末であれば1人当たり3.38冊図書を購入している形にはなりません。

以上です。

(川崎)では、2点お願いいたします。

135ページの社会福祉協議会運営補助事業についてお尋ねをいたします。社協でもたくさんの事業をやっていただいております、特に福祉こども部や長寿生きがい課など、切っても切り離せないといえますか、よく連携をとって事業を展開していることだと思います。現在社会福祉協議会としてどれだけの事業を行っているのか。今すぐわからなければ、後で一枚の紙にしてでもいただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

(福祉課長)まず、福祉課のほうでやっている事業は手話通訳の派遣事業、それと重度心身障がい者の福祉タクシー事業、あと燃料費の助成事業、それと障がい者用の送迎自動車の貸し出し事業、視覚障がい者ガイドヘルパーの派遣事業、あと生活困窮者の自立相談支援事業等を行っております。

以上です。

(長寿いきがい課長)長寿生きがい課側では、高齢者福祉センター3館の指定管理者を社協に委託しておりますので、それが決算上では5,400万ちょっと委託を出しております。

以上です。

(こども未来課長)こども未来課のほうでは、共和こども交流の家につきまして指定管理のほうを社会福祉協議会のほうにお願いをしております。

以上です。

(保育課長)保育課のほうでは屈巢放課後児童クラブ、広田放課後児童クラブ、それから共和放課後児童クラブの3つの放課後児童クラブのほうの指定管理のほうをお願いしております。

以上です。

(福祉課長)福祉課のほうでは、あと障がい支援施設のほうのあしたば第一、あしたば第二、川里ポプラ館、吹上太陽の家の指定管理のほうを

お願いしております。それと、鴻巣の福祉センター、それと吹上活動センターのほうを指定管理でお願いしております。

以上です。

(川崎) 多岐にわたってさまざまな部課と連携をとって事業を行っているということがよくわかりましたので、これについては結構です。

それで、では次に247ページなのですけれども、健康づくり課の夜間診療所運営事業についてお伺いをいたします。まず、この利用状況をお聞きするとともに、近年の増減について把握しているかどうかお伺いいたします。

(健康づくり課長) 昨年度診療でご利用いただいた方の数は、779人でございます。1日平均にいたしますと3.2人となっております。ここ数年の平均を見てもみますと、大体1日平均が3人前後で推移しておりますが、昨年度インフルエンザ等でいっとき非常に混み合う時期がありまして、そういったときは1日12人の患者さんが見えになった日もございます。

以上です。

(川崎) 圧倒的に子どもさんが多いとは思うのですけれども、その辺の大人と子どもの比率というものがもしわかりましたらお願いいたします。

(健康づくり課長) やはりお子さんの来所が一番多くなっております。比較的高齢の方は少ないような状況でございます。お子さん、または成人の方にご利用いただいております。

(川崎) お医者さんの負担ということもそうなのですけれども、私も利用したことがあります。今電話で、要するに子どもですとシャープ8000、大人ですとシャープ7000、またあるいはシャープ7119に電話をして、1番が小児救急のシャープ8000、2番が大人の救急電話のシャープ7000、また3番目には医療機関の案内ということで、これ私も利用したことがあります。特にお子さんをお持ちの保護者の方というのはどうしたらいいだろうという、みるみる熱も上がっていったりということはどうしようかと、救急車を呼ぼうかぐらいになることもあるかと思うのですけれど

も、私、経年の変化についてお伺いしましたのが電話の周知が皆さんのほうまで行き渡っているのかどうかということ、それについて把握していらっしゃるのかどうか伺いたいのですが。

（健康づくり課長）救急ダイヤルにつきましては、広報またホームページ等でお知らせはしております。また、市民アンケートの中でもいざというときの救急の連絡先を知っていますかというようなアンケートもございいます。少しずつ救急ダイヤルを知っていますという方がふえている状況ではあるのですが、もう少しそういったことはいざというときの連絡先について、もうちょっと広く周知していかなければいけないなというふうに考えております。

（川崎）もう少し前の状況からわかればその変化がわかるのかなというふうに思いまして、この二、三年だと大体おおよそ1日3人ぐらいということではわかるのですが、例えば5年前どうだったのかだとか、6年前はどうだったのかというところから見ると……もしそれがわかれば聞かせていただきたいです。

（健康づくり課長）今五、六年前の利用者の方の人数はわかりませんが、後で調べてまたお伝えしたいと思います。ただ、緊急の連絡をいただきまして、こういう状況なのですが、どうしたらいいのでしょうかという問い合わせも夜間診療所にはかかってまいります。そういったとき医師が2名来ていただいておりますので、その場で救急対応につきまして先生のほうからお話をさせていただく、あるいは第2次救急をご案内していただく、そういったやり方で対応させていただいております。

（川崎）今広報のほうでも周知をしていらっしゃるということでした。やっぱり圧倒的に小さな赤ちゃんとか乳幼児が多いかというふうに思いますので、例えば福祉こども部のほうで、またあるいは、こども未来課のほうで周知をしていらっしゃるのかどうか。健診時もあります。例えば、もうやっぴらっしゃるのかもわかりませんが、新生児訪問事業、またあるいはこんにちは赤ちゃん事業等でも周知をしていらっしゃるのかどうか。その辺についてはどうでしょうか。

（こども未来課長）こども未来課のほうでは、こんにちは赤ちゃん事業

ですとか、あるいは家庭児童相談員等が訪問した際、当然保護者の方と相談なり、そういった中で例えば医療機関、転入だとかそういったことで近くの医療機関がわからないだとか、そういったことも聞かれるかと思えます。そういった中で、例えばわかる範囲でお答えをしたり、あるいは以前鴻巣市内の地図がございまして、その中に医療機関等たしか載っていたかと思えます。そういったものも配布をさせていただいているところがございます。

以上です。

(川崎) では、丁寧に対応をその人に合わせて、していらっしゃるということはよくわかりました。何度も申し上げますけれども、突然に子どもの熱というのは予測なしに上がったりますものですので、備えとしましてどうしても困ったときにはということでの救急ダイヤルのこともぜひまた周知をしていただきたいという、これは要望になるわけなのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

(こども未来課長) こども未来課のほうでは、例えば今アプリ等をやっておりますけれども、そういったものも活用させていただいて、周知が図ればというふうに考えております。今後準備のほうをさせていただければというふうに思います。

以上です。

(諏訪) では、1点だけお願いしたいと思えます。

昨日も福祉課の生活保護の人員配置のことでお伺いいたしましたけれども、現在は8名のケースワーカーで対応されているということなのですが、ここにいわゆる査察官という職種の方が何人いらっしゃるのかを伺いたいと思えます。

(福祉課長) 8人のほかに査察指導員は2人おります。1人は福祉事務所長が兼務をしております。

以上です。

(諏訪) 査察指導員が2名いるということなのですが、これはいわゆる法的な基準を満たしているという人数ですか。

(福祉課長) はい、そのとおりです。

(諏訪) 1名は管理職の部長が兼務されているということなのですが、実際に兼務をされていて査察指導員のいわゆる業務というのは行えるのでしょうか。

(福祉課長) 日々の台帳の確認とかはしてもらっております。  
以上です。

(金澤) では、2点ほど確認をさせてください。  
民生費の中の137ページに臨時福祉給付金支給事業、これ平成28年度からかな、繰越明許になっているわけで、年金生活者支援の一環という形で国からの補助が出ているという状況だと思うのですが、29ページの歳入のほうを見ていただくと、中段の民生費国庫補助金の社会福祉補助金で繰越明許ということで臨時福祉給付金と臨時給付金の事務費補助金、これを両方足すと2億4,789万4,000円。こちらの137ページを見ると、この支給事業の合計が2億2,752万6,000円ということで、繰越明許だという形にはなっているのだけれども、国庫支出金と金額では約2,000万程度差があるかなという感じがするのですが、これについてまず確認をさせてもらえますか。私の理解でいいのか。

(福祉課長) こちらの入りと出の合わないというのは、入りについては前年の28年度等の精算の分も入ってきますので、入りと出のほうで食い違いと。金額が合わないということになります。  
以上です。

(金澤) そうしますと、最終的にこれは決算ですからあれですが、約2,000万は不用額という形でなってしまうというふうな考えでいいのかな。国に返すと。

(福祉課長) 済みません。今年度の補正のほうで2,700万を返還をします。

(金澤) 済みません。補正のほうまで頭が回らなかった。では、そちらでやったということで、わかりました。

それと、もう一つは臨時福祉給付金で約2,000万程度返したという形なのだけれども、実際特定財源でいわゆる年金受給者等に支給したわけだけれども、要は対象者が何人で実際支給したのは何人だというのは把握している。把握できている。

(福祉課長)臨時給付金の経済対策分の1万5,000円分がこちらになるのですが、対象者は1万7,224人、そのうち申請者が1万4,194人、そのうちまた給付人数は1万3,901人ということになっております。

以上です。

(金澤)結局国からこういう特定なものの財源が支給されて、それを年金生活の人にもらえるよというにもかかわらず、対象者が1万7,000だけども、実際受けた人は1万4,000、約3,000人もらっていないわけだ。これは、なぜこういう差が出たのかなど。要はわかっているももらいに行かないのか、実際年金受給者がこういう臨時給付金があるということがわからないでやったのか。当然これは行政側から各年金受給者にははがきとか連絡は行っているのでしょうけれども、まずそこからしましょう。

(福祉課長)その辺については、お知らせのほうはしております。また、広報とかでも掲載をして周知はしております。

以上です。

(金澤)しているのはいいのですが、要は2年間だったから、例えば半年とか一旦区切って、支給まだ受けていない人には再度連絡をしてやるとか、そういう配慮というのはやったのですか。

(福祉課長)その辺の配慮もしております。

(金澤)ということは、この3,000人の人はもう私は生活が緩いからいいよというような感じになってしまうのかね。

(福祉課長)対象になるような方にはお知らせをしておりますが、その中で扶養されている方がいらっしゃれば対象にはならなくなってしまうので、そういった方もいるので、この人数になっているのかなと思います。

以上です。

(金澤)わかりました。

それともう一点だけ、済みません。歳入のほうの37ページで、一番下段に教育費県補助金の中で学校支援課の中で中学校のスポーツエキスパート活用事業補助金42万5,000円というのが出ているのだけれども、これ内

容的にはどういふものですか。

(学校支援課長) 中学校の部活動における外部指導者の補助金になります。

(金澤) これが外部指導員の手当という解釈。

(学校支援課長) 部活動外部指導者の手当になります。

(金澤) スポーツエキスパートの活用ということだから、各中学校と生徒の中で非常に優秀な記録をつくっていると、そういう人がいるのだったら当然今後オリンピック等もあるので、そういう人たちの補助という形であったのかなと私は勝手に理解してしまったのだけれども、今支援の方に支払っているという状況なのだけれども、では逆の考えをするとそういう生徒に手当とか補助とか、何かそういうものをやる……支給できるような項目というのはないのですか。

(学校支援課長) 市のほうの負担金で関東大会以上に出場する選手の負担金というのはございます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

(こども未来課長) 発言の訂正をさせていただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

(委員長) はい。どうぞ。

(こども未来課長) ありがとうございます。昨日の委員会の中で川崎委員さんからのファミリーサポートセンター事業の協力会員の資格に関するご質問に対しまして、資格は要しない旨の答弁をさせていただいたところですが、正しくは資格は要しませんけれども、養成講習を受けていただいて、その講習を修了した方ということになります。また、児童の年齢に関するご質問もございましたけれども、ファミリー・サポート・センターの対象とする年齢につきましては、生後6カ月から小学校6年生までということになっております。現在利用されている児童の年齢で申しますと、1歳ゼロカ月の方から小学校6年生までの方が利用されて

いるということになりますので、おわびして訂正させていただきます。  
申しわけございませんでした。

（委員長）ただいまの発言の訂正については、字句その他について委員長に一任願います。

（生涯学習課長）加藤委員からご質問のありました図書館の職員数についてお答えさせていただきます。

平成30年5月1日現在の数字ですが、鴻巣中央図書館は22名、吹上図書館が20名、川里図書館が6名、都合48名が職員として勤務しております。以上です。

（委員長）それでは、これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

（諏訪）では、決算について3点指摘をいたしまして、反対討論をさせていただきます。

まず、1点目といたしまして福祉タクシー券12枚発行しているのですが、前年度もこの点では私伺いまして、前年度が3,091枚使用されて、同じように68.4%の使用率ということでございました。ただ、全体的に見ても近隣市においてもこの12枚というのは一番少ない市だと思います。これは平均の使用枚数なのですが、実際には必要としている方は必要としている。必要としていない方は確かにいらっしゃる、そういった中での使用率ということで、本当に必要としている方には全く足りない。年間12枚ですと毎月通院に使うというようなときには行って帰る分がないというような声も上がっております。ここがまず1点目です。

そして次が、2点目が生活保護行政です。先ほども職員体制8名プラス2名の査察指導員で非常に丁寧な対応をされているというふうにご答弁いただいております。ただ、年々相談の件数もふえております。この中で実際に現在生活保護を受給されている方が652世帯、845人で8人の職員体制でちょっと80人をオーバーしているような状況の中で、さらに毎月200人を超える相談者があり、申請の件数も前年度は124件、その前の年が110件でしたので、申請の件数そのものを見てもふえております。こ

ういった中で生活保護法というのは昭和25年に制定されているのですが、そのときのケースワーカーの人員基準で現在も行っているわけなのです。現在は、やはりその当時から比べると生活状況、あとは疾病の状況など大変複雑化している中で本当にきめ細やかな対応をされている職員の体制がこれでは不十分だと思います。というところが2点目です。そして、最後に地域活性化の病院の基金の点でございますけれども、これは2015年9月議会で基金が創設されたわけなのですけれども、このときにも当時は地域活性化特命チームというところがこの基金のことを行っていたのですが、このときの委員会の中での質問に対する答弁でも何年間積み立てる、あとどのぐらい積み立てる、そういった具体的な金額まだ決定していない。もう既に3年たっているわけなのですけれども。それが現在も状況的には大きく変わらない中で基金の積み立てが行われ、さらにこの当時と比較いたしますと県の第7次医療整備計画がもう既に示されている中で大きな市としての病院を誘致するための行動がなされていないと思います。実際に総合病院の誘致は喫緊の課題だともともと当時から言われていた中で大きな前進がない中で基金の積み立て、積み増しというところで、以上3点を指摘いたしまして決算を否決ということに、反対ということにいたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(金澤) それでは、議案第84号 平成29年度鴻巣市一般会計決算認定の文教福祉常任委員会に付託された部分について、賛成の立場から討論を申し上げます。

平成29年度は、第6次鴻巣市総合振興計画によるまちづくりの初年度でありました。人口減少の抑制、人口減少社会への適応という、従来では経験のない課題に取り組むスタートの年度でございました。文教福祉の部門では、子育て環境の整備として子育て世代包括支援センターや母子健康包括支援センターを設置し、また保育コンシェルジュを配置するなど、包括的な相談支援体制の強化を図っております。また、学校教育環境の充実としては、小学生を対象に学力向上支援員の配置や鴻巣南中学校校舎の屋上防水改修工事、北小学校校庭の芝生化の実施など、またさ

らに健康なまちづくりではすこやか運動教室の定期的な開催、埼玉県とタイアップした健康ウォーキングポイント事業の定員増加など、健康への取り組みも推進しております。基金では、特定目的基金ではございますが、地域医療体制整備基金2億5,059万円、また中学生海外派遣を対象にした子ども教育ゆめ基金1,100万円を積み立てております。平成29年度は、本市の将来都市像「花かおり緑あふれ人輝くまちこうのす」の実現に向け、市民の皆さんが住んでよかった、これからも住み続けたいと思っただけの新たな課題に積極的に取り組んだことを評価し、議案第84号 平成29年度鴻巣市一般会計決算認定について賛成いたします。

以上です。

(委員長) ほかに反対または賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第84号 平成29年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第84号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時10分)



(開議 午前10時31分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、健康づくり課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

(健康づくり課長) 先ほど川崎委員さんから夜間診療所の来診者数、もう少しさかのぼった形での人数をということでした。先ほど平成29年度が年間779人、1日平均3.2人というふうに申し上げました。平成25年な

のですけれども、来診者数が780人、やはりこの年も平均すると3.2人というような計算になります。あと、平成26年、27年と調べましたので、報告させていただきます。平成26年が782人で平均3.2人、平成27年が771人で平均2.9人、平成28年が753人で平均3.1人、おおよそやはり3人前後ということで推移をしておりました。

以上でございます。

（委員長）次に、長寿生きがい課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

（長寿いきがい課長）先ほど芝寄委員さんのほうから川里のボイラー管理委託料の金額の件につきましてご質問がありましたので、説明させていただきます。

本委託は、タイトル上はボイラー管理というタイトルになっておりますけれども、川里ふるさと館におけるお風呂の管理及びそれに付随する電気設備関係の管理を委託する業務になります。ふるさと館、月曜日休館以外ほぼ通常営業しておりますので、お風呂も毎日やっておりますので、年間の稼働日数分お風呂の管理にかかるということでこの費用になっております。仕様上は年間約700万かかるという仕様で設計をとっておりますので、金額的には適正な金額になっていると考えております。

以上です。

（委員長）次に、議案第81号 平成30年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（諏訪）では、質問させていただきます。

9ページの運営基金積立金の4億5,000万円なのですけれども、今年度からは県が国保の運営をするということで給付に関する支払いのものは県が全て行うというふうになりましたけれども、基金を積み立てる理由というのがちょっとよくわからないのですが。

（国保年金課長）ご指摘のとおり、平成30年度の国保制度では医療給付

費については埼玉県から全額交付されるという制度に変わりました。一方で国保事業費納付金、これについては県が示された納付金を全額こちらのほうから納付しなくてはならないと。これは、徴収率にかかわらず納付するということになりますので、現在の平成30年度での納付金は国保税だけでは賄い切れないものについて県、国からの補助金及びこういった基金を活用して納付するというような運びになりますので、今後の基金のあり方にもよりますが、納付金を賄うためだとか保健事業の充実だとか、そういったものの活用のために基金のほうを保有するということになっております。

以上です。

(諏訪) わかりました。4億5,000万円という基金額なのですから、これはどういった根拠でこの金額になったのか。それと、あとは今回初めて平成30年度の基金になるかと思うのですけれども、今後の県からの納付額に見合ったものとするために、まだ基金が必要なのかを伺います。

(国保年金課長) まず、今回の4億5,000万円の算定基礎と言われるものになるかと思うのですけれども、平成29年度の歳入歳出の決算において差し引き金額が6億8,689万3,456円になります。そのうちこの補正予算にも計上しておりますけれども、退職被保険者分の返還金ということで363万338円という金額になります。残りが純然たる前年度繰越金というものになるのですが、その残る6億八千三百何がしの金額、これのうち国、県への返還金等ありますので、これを差し引いた金額というのが4億7,306万3,880円になります。このうちの4億5,000万円について積み立てるというようなことをさせていただいております。また、この基金につきましてもどのくらいというような基準、もしくは活用方法というのは今後議論されることになると思うのですが、本来国保税と国、県からの補助、そういったもので事業費納付金及び保健事業を回せばこういった基金というのは必要なくなるという考えもありますけれども、不測の事態だとか、今の保険税率が県の示す標準保険税率には満たないという状況においては、こういった基金を活用するというのが一つの国保財政の運営する方法だと思っております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第81号 平成30年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 平成30年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(諏訪) では、11ページの上段ですけれども、委託料の介護保険システムの改修委託料でございますけれども、こちらのシステムの改修の内容をお願いいたします。

(長寿いきがい課長) まず、高額サービス費の見直しというのがございまして、これは昨年改正をされて、年間上限額が4万4,700円になった方がいらっしゃいます。ただし、それを12カ月続けますと53万ちょっとになります。そこで、そこを引き下げまして44万6,400円を上限額、その前

が3万7,000円になるのですけれども、この方たちの引き上げ前が、それに合わせるといふことでの改修になります。それから、利用者負担割合の見直しは今年度の8月から利用者負担割合に3割というのが追加になりました。これに対するシステムの改修ということになります。それから、高額医療介護合算サービス費の見直しでございますが、これも先ほどの高額介護費の上限額の見直しと連動いたしまして、上限額を引き下げる形で改修をするものでございます。

以上でございます。

(諏訪) 個人の利用者負担がことしの8月1日から2割負担の方々が3割負担に移行するといえますか、そういったところでのシステムの改修ということでございます。また、高額療養費のほうの限度額の引き上げということもございますけれども、2割負担の方が3割負担になるところで非常に利用される方々にとってみれば、これは負担がふえることと、またさらにこれが突破口となり、現在原則1割負担の方が2割負担になるのではないか、そのような制度改正があるのではないかという危惧もされております。3割負担になる方々の人数というのわかりますでしょうか。

(長寿いきがい課長) 8月に新規で発行した数字になりますけれども、3割負担の方が159名、2割負担の方が260名、1割負担の方が4,000名、合わせて4,419名の方に負担割合証を交付しております。

以上です。

(金澤) それでは、介護の中のまず1点、債務負担行為の中で一般介護予防事業委託という形で入っています。説明等は受けましたが、この委託ということは委託先は当然あるのだろうけれども、これはどういう先を見ているのか。

(長寿いきがい課長) 基本的には運動教室ができる業者、または介護予防教室等をやっている業者ということで、市の業者登録をしている業者さんから選定をさせていただきます。

以上です。

(金澤) そうすると、こういう先の業者さんというのは市のほうに登録

している先なのだけれども、市内の業者というのはいらっしゃる。

（長寿いきがい課長）市内で営業している業者ということで、例えばシンコースポーツだとか、指名の業者に入れております。ただし、去年は辞退をされました。

以上です。

（金澤）内容的にはわかりました。

それともう一つ、これも11ページのシステム改修の委託という形で、介護云々だと国の政策等が変わればその都度その都度システムの変更というのは当然発生すると思うのだけれども、システムの変更をする委託先についてはどういう形で決めて委託を依頼している。

（長寿いきがい課長）介護保険システムにつきましては、平成29年度にベンダーをプロポーザルで決定しまして、5年間の契約をしております。システムの改修になりますので、このベンダー以外に改修はできませんので、その業者との1社随契になります。

以上です。

（金澤）可能であれば業者名を。

（長寿いきがい課長）株式会社電算になります。

以上です。

（金澤）そうしますと、平成29年度のプロポーザルで決めたので、これは5年間の契約だから、こういうシステム変更があった場合にはその業者に全部自動的に委託されるという形になるわけですね。そうすると、委託金額の整合性とか、その辺というのは契約で決まってしまうから、もう言われっ放しの金額でそのままいってしまうという形になるのですか。

（長寿いきがい課長）ある程度こちらでも交渉はしておりますが、国から補助金が出るものに関しては業者の見積もりの金額、国から補助金が出ないものに関しましては無償改修ということで相手方と話がついております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) ただいまの補正予算、反対討論をさせていただきます。

介護保険制度そのものが年々と改悪されている状況の中で、ことしの8月1日から利用者負担が3割負担が新たにできたというところで、もともと介護保険というのは原則利用者は1割負担で始まりましたが、2015年に2割負担が出て、そしてことし3割負担ということで、利用者負担が要するにふえていくというところでの今回の補正予算でございますので、この1点を指摘いたしまして反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第82号 平成30年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 平成29年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時19分)



(開議 午前 11 時 20 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(川崎) それでは、先ほど説明の中でもあったのですが、国民健康保険税についてなのですが、前年度と比較しますと徴収の努力が見られるのかなというふうには確かにこの表から見ましても感じております。徴収というふうになりますとちょっと国保年金課とは違ってしまふのかもしれませんが、その辺どのように連携をしてきたのか、その辺については何かございますか。

(国保年金課長) 今回の29年度の決算においても徴収率のほうはかなり上がっている、収税対策室のほうで納税相談だとか差し押さえ等を行った結果があらわれていると思うのですが、1つには収税対策室のほうで差し押さえについては、従前は預貯金という部分等もありましたけれども、ここ29年については給与についての差し押さえの件数も行っていますので、これについては継続債権という形で通常は入ってくるという部分があります。ただ、これは現年度分の徴収率に直接かかわるかというのと、滞納繰り越し分の徴収率の貢献にはなるかと思うのですが、基本的には現年度の徴収率がいいのはそういったものも含めて現年度優先をして納めて、なおかつ滞納がある方への納税折衝、差し押さえ、もしくは短期証を発行したそういった成果というものがここにあらわれているものと認識しております。

以上です。

(川崎) それでは、ちょっと説明をもう一度してもらいたいところがあるのですが、2款国庫支出金の2項国庫補助金のことについて説明をしていただきました。そこをもう一度ちょっと説明していただけますでしょうか。

(国保年金課長) 概要のところにあります国庫支出金については、それぞれ国保の負担金と言われるものと補助金と言われるものがあります。見ていただくと、負担金につきましては療養給付費等負担金21億668万3,000円、こちらについては通常の医療費、その32%というものが交付されるというような制度になっています。高額医療費の共同事業拠出金に

については、それぞれ……その下のほうにあります共同事業交付金というものがあります。これの高額医療費共同事業、これの一部を国が負担をしてくださっていると。その脇のほうに、それぞれの項目の脇のほうに説明的なものを書かせていただいているのですけれども、国が4分の1というのを負担してくださっているという状況です。特定健康診査等の負担については、これは国及び県がそれぞれ3分の1、基準額がそれぞれありますけれども、3分の1を負担するという制度になっています。国保の補助金の中にはシステム開発費等については単純に国保の広域化に合わせた補助金になるのですけれども、財政調整交付金というものが実は中身が普通調整交付金と言われるものと特別調整交付金と言われるものに分かれています。これが一般的にはいわゆる100分の9というものが交付される仕組みにはなっているのですけれども、それぞれ特別調整交付金と普通調整交付金は割合というものが決まっています。ただ、相互乗り入れができるということになりますので、普通調整交付金は療養給付費負担金、これに引きずられる形で算定を国のほうがするということになります。片や特別調整交付金というのは、それぞれの保険者のほうで努力するものということで評価される項目になります。29年度については、経営努力分という補助制度があるのですけれども、これが獲得できなかったという部分があります。また、詳細についてはこちらのほうは決算書には出てこないのですけれども、30年度の新制度に合わせて保険者努力支援制度というものが導入されました。これのほうも一応財政調整交付金の中で措置をされているという部分になりますので、こちらについては県内でも比較的高い評価をいただいていますので、頂戴をしているという状況です。

以上です。

（川崎）今の特別調整交付金が、最初の説明のときに認められなかったということだったので、どういうところが認められなかったのかなというふうにまず思ったのです。でも、今もう一つ……経営努力義務、もう一つのほうは認められたということだったので、その違いがよくわからないので、教えていただけますか。

(国保年金課長)まず、特別調整交付金にはそれぞれの役割があります。主立っては災害による国保税を軽減したものだとか原爆だとかいろいろ種類がある中で、その他特別事情というものがあります。これに各市町村のほうが入りをできる、もしくは事業に対しての交付を受けるということが出来ます。その他特別事業というのは、例えば保健事業を行った場合の一部を負担していただける部分とあります。特別事業の中に経営努力分というのがあります。これは、県内21保険者を国のほうに県が推薦をするという項目になります。この基準のうち13基準あります。例でとりますと、1人当たり法定外繰入金がある、もしくは削減を図っているだとか、賦課限度額が法定限度額を採用しているとか、そういった項目の基準の13項目、この13項目のうち7項目を実施もしくはやっているとところを県が21保険者として国に申請するという枠がございます。28年度については、13項目のうち鴻巣については7項目該当がありましたので、エントリーのほうはできたのですけれども、29年度については13項目のうち6項目の基準に該当することになりましたので、いわゆる県内21の推薦枠のほうに入らなかったということになります。参考に申し上げますと、28年度の経営努力分、こちらについては7,100万円の交付を受けております。今回については、29年度はその交付がないということで減少している要因の一つにはなっております。

一方、保険者努力支援というものは、これはエントリー、何保険者というものではなくて、それぞれ県内63市町村の評価をするものです。30年度に正式採用される前に28年度から試験的に導入という形をとっています。こちらについては、平成29年度は保険者努力支援の前倒し分という形で3,115万9,000円という金額が鴻巣市については交付されているという状況になります。

以上です。

(川崎) 28年度は、13項目のうちの7項目をクリアしたということで7,100万円が入ってきたと。29年度は、それが6項目ということで惜しくもエントリーできなかったということで、ただ7,100万円ってすごく大きな数字ですので、惜しかったなというふうに思うわけなのですけれども、

これについては他の市町村もあるわけですので、簡単なことではないかもしれませんが、ここに向けての何か努力というのは現在取り組んでいらっしゃるのでしょうか。

（国保年金課長）基本的に特別調整交付金のその他特別事業、経営努力分というもの、これが平成30年度に引き続き行われるかと言われるのは、これはちょっと微妙なところになります。今後の交付基準がどういうふうになるかということがあります。平成28年度と平成29年度、それぞれ交付基準変わっているところがあります。それぞれの鴻巣で言われるものは、いわゆる法定外の繰り入れだとか法定の課税限度額、こちらが基準の部分で該当するかしないかというのがあります。年々変わっておりまして、実は28年度については改正前の限度額も基準の対象になっておりましたけれども、29年度においては法定の限度額を採用しているかどうかというところで、鴻巣市は今のところ1つ前の限度額を採用しているので、29年度についてはこの評価が得られなかったという部分もあります。あとは、各項目で特定健診の受診率だとかジェネリック医薬品のシェアだとか保健指導の実施率だとか、そういった保健事業の実施率を評価されている部分もあります。いずれにしましても、29年度は残念な結果になっておりますけれども、30年度の動向を見てこちらについて示された段階で努力していく考えでおります。

以上です。

（川崎）今、課長のほうからもお話が出ましたけれども、歳出のほうでの特定健康診査等事業についてお伺いをいたします。

受診率が、これは国保の人間ドックも入れてということで43.3%というふうになっているわけです。私自身もこの取り組みについては大変熱心にやっっているというふうには評価をしております。といいますのは、我が家にも受診勧奨のはがきが届きました、特定健診の。その後たまたまうちにおりましたら電話がかかってまいりまして、まだ特定健診を受けていらっしゃらない方にお電話を差し上げておりますということで丁寧なお電話をいただきました。私国保の人間ドックを既に申し込んでおりましたので、こちらのほうで受けるのですと言いましたら

大変丁寧に感謝されまして、それは大変ありがとうございますということで電話を切ったわけなのですけれども、昨年もそういうふうなことをやっていらっしゃったのかどうか、私存じ上げないのですけれども、そういう受診勧奨、コール、リコールをやったということ……そういうことに挑戦をしているということも一つアップしている要因なのかなというふうに思っております。やはり医療費削減といいましても、そのもとになりますのが早期発見、早期治療ということでございますので、ここには引き続き努力をしていっていただきたいというふうに思っておりますが、今私が言いましたようなほかに何か特定健診受診率アップにつながるために工夫されたことというのはあるのでしょうか。

（国保年金課長）29年度については特定健診、ぜひ上昇したいということで、新たな取り組みをそれぞれさせていただいております。1つには、小学校、中学校に依頼をして健康診査、そういった形の夏休みの課題としてポスターのほうを募集して、昨年12月に本庁舎のほうで展示させていただいて、ことし2月の国保だよりにおいてその部分を掲載させていただいたというのも一つの新しい事業になります。また、昨年から受診期間中には金融機関、市内スーパー、そういったところに受診勧奨という形でビラもしくは携帯用のウェットティッシュ、そういったものを持参しております。また、各種団体という意味では消防団のほうに各分団ごとの実施についてご依頼をして、それぞれ実施状況等について提出をしていただいたという部分もあります。いずれにしましても、先ほどお言葉にありましたけれども、受診勧奨の通知もそれぞれターゲットを絞ってお出しをさせていただいているところです。受診勧奨のお電話もこちらのほう、もしくは国保連合会からの支援を受けて行うなどしておりますので、そういった部分が少しずつでも成果があるというふうに信じており、数字としてもあらわれているというふうに感じております。以上です。

（加藤）2点ほど聞かせてください。

高額医療というふうなことの関係なのですけれども、例えばどなたかが手術をしなければならぬというふうなことで入院することが決まって

いるという状況があったとします。そういったときに事前に申告をしておけば、手術代って相当費用がかかるではないですか。申請をしておけば、手術代とかそういうのを含めた中で1カ月幾らまで本人負担は、その人は1割負担とか何割負担ってあるのでしょうかけれども、幾らの負担だけで済むというふうな話よくありますよね。それが年齢、前期高齢者とか後期高齢者とかいろいろあるかと思うのですけれども、その辺の仕分けというか、どういう人が1カ月申請をしておけば何歳の方が、負担割合はあるのでしょうかけれども、私もよくわからないで入院してどうかと、幾らお金かかってしまうとかと、それは申請をしておかないと高額の部分の後で戻ってくるというのはあるけれども、わかっていればそれだけそのときに自分で負担しないで、自分の本人の負担分だけ支払えばいいというのがありますよね。その仕分けというのか、そういうのが一目瞭然にわかるようなことがあったら教えていただきたいのですけれども。

（国保年金課長）高額医療費につきましては、ご指摘のとおり前期高齢者の方と、前期高齢者の中でも高齢受給者と言われる方と一般の方ではそれぞれ限度額が違ってきます。一般の方は、入院される場合等は医療機関のほうに入っているケースワーカーさんとかが入院するときに限度額認定証を各保険者のほうから交付してもらってという部分で、ある一定の金額以上については高額医療ということで、直接医療機関のほうから保険者のほうに国保連合会を通じて請求をするというような制度になっています。それをお持ちでない場合は、3割相当なりをお支払いしていただいて、後ほどこちらのほうから高額医療費ですという形でお戻しする方法と両方があります。今一般的には70歳未満の方については、そういった形で限度額の認定証というのを入院するとき、もしくは入院期間中に交付をするというのが一般的にあります。

それぞれ所得階層によって限度額というのが変わってきています。それと、長期間、要するに3カ月以上という部分でも変わってきておりますので、前は一般だとか上位所得だとかいう区分に分かれておりましたが、それぞれの所得ランク別で申し上げますと、いわゆる非課税の方は3万

5,400円、これはあくまでも医療費の分だけになりますので、食費の分は別になります。それが3回目まで。4回目以降になりますと、非課税の方は2万4,600円ということになります。その上のクラスになりますと、210万円以下、年間所得がそれになりますと5万7,600円。4回目以降については4万4,400円。こういった部分でそれぞれ変わってきます。その上の区分もあるのですが、保険証の更新の際に国保のパンフレットを同封させていただいておりますので、それを見ていただくか、もしくはお問い合わせをいただくか、入院の際にちょっと気にしていただくかという部分が一つあります。高齢受給者をお持ちの方については、それ自体が2割負担、3割負担書いてありますので、そこで限度額というものが決められてきておりますので、入院するときにはそれを医療機関のほうにご提示をしていただければという形になります。

以上です。

（加藤） そういう説明というか、入院して手術をしなければならないという状況の中でそういう話というのはどこでどなたかがして、先ほど認定証的なものをもらってというふうなことでしたけれども、それというのはどなたかがそういうアドバイスの話をしてくださる方というのはいるのですか。普通は、病院にいて手術をしなければならないということで、ではいついつと予約をして入院してしまいますよね。そういうアドバイスというのは、必ずどなたかがそういうアドバイスというのはしていただけるということがあるのですか。

（国保年金課長） まずは各保険者のほうにお問い合わせいただくというのが一つあるかと思えます。国保の場合には、当然国保年金課、もしくはホームページ等にも載っています。あと保険証だとか、そういった際にこういった便りがありますので、それぞれ見ていただいて市のほうにお問い合わせをいただかないと、というところになります。あくまでも限度額認定証というのは皆さんにお配りするものではないので、申請に基づいて交付をさせていただいておりますので、わからないことがあれば国保年金課、各支所のほうでも結構ですので、お問い合わせいただければと思っております。

以上です。

（加藤）小さい冊子なんかあれで送られてきたりしますけれども、なかなか文字でそれを見て読解するというふうなことって結構わかりにくい部分ってありますよね。やはりこういう話で、これはこうだよとか、ああだよとかと会話ですればすぐに、ああ、そういうことかと理解できるかもしれないのですけれども、文字で、文章でというのはわからない人が見るから余計わからないということありますよね。お問い合わせをいただければというふうなことですけれども、なかなか家族がいらして、近くにでも一緒に同居している方がいらして、すぐ家族の方がいろいろ問い合わせをできるとかというのであれば、ご本人がもしひとり暮らしで近くに身内がないとか何かとなると、そこまでのそういう、自分がこれから入院するから、では年金課に問い合わせるとかというのはあれですよね。だから、もうちょっとわかりやすい方法が何かないかなというふうに常日ごろ思っているのですけれども、見てください、問い合わせてくださいということだとちょっともう一つ足りないのかなというふうな、私自身もよくわかっていないのですけれども。自分がそういう状況に置かれていないからなのですけれども。今みんな高齢社会になっている中で隣近所の方は本当に入院した、亡くなったなんていう話が最近本当にごくごく多くているので、亡くなった方はもうあれですけれども、そういうことの中でもうちょっと何か市民が誰が見てもすぐに、こういうことがあるのだよと、そういうときはこうだよと一言、二言でわかるような方法ってないですか。

（国保年金課長）我々国保年金課でもパンフレットだとかホームページとか、そういった活字での広報というのは当然させていただいているところなのですけれども、やはりわからないという部分についてはお電話で結構ですのでお問い合わせいただければ、まずは例えば病院で入院等が決まっているようであれば、そこには必ず病院のケースワーカーさんとか、そういった方もいらっしゃいますし、ご不明な点があればそういった方を通じて市のほうにお問い合わせいただくというのも一つの方法だと思いますので、決して遠い存在では国保年金課はございませんので、

ぜひ気軽にご相談していただければと思っております。また、そういうことについては気軽に国保年金課にお問い合わせという形で広報をさせていただいておりますので、ご理解のほうをいただきたいと思っております。以上です。

（加藤）わかりました。いろいろ私も聞かれてわからないので、ではとりあえずは国保年金課のほうに問い合わせをいろいろと詳しく教えていただけるのでという、そういう紹介をしておけばいいということですね。

では、もう一つなのですけれども、今人工透析をされている方、市民の方が数多くいらっしゃると思うのですけれども、実際何人ぐらいの方が人工透析をしていて、週3回ということで大体皆さん透析始まるとやるわけでしょうけれども、実質1カ月にかかる費用というのはどのぐらい1人当たりかかるのかを教えてください。

（国保年金課長）人工透析という意味ですと、こちらのほうで出しているのは特定疾病のそういった受給者証みたいなものをお出ししています。現在それが国保、29年度末では108人いらっしゃいます。28年度が117人だったので、減ってはいますけれども、片や実は後期高齢者のほうに移行しているというふうに表現したほうがよろしいかと思っております。そういう状況です。現在透析が幾らかかるかというのもちょっとそれぞれの症状によって違うかと思っておりますけれども、一般的には年間800万からかかるというふうに言われています。現在糖尿病にならないような形で糖尿病の重症化予防という事業も国保連合会を通じて行っているということになります。

以上です。

（加藤）年間800万ということですからけれども、そうすると月々かかるわけですからけれども、本人負担というのは、私もたまたま義理の兄が何年か受けていたのですけれども、兄からの話を聞くと、そこにいてちょうどお昼にかかったりするともちろん食費とか、そういうのももちろん自分で出すけれども、送迎もお金はかからないし、全然お金かからないのだよというふうな話を聞いて、へえと聞いたことがあるのですけれども、本

人負担というのはどういうふうになっているのですか。

(国保年金課長) 透析につきましては、特定疾病の受給者証というのを  
お持ちの場合、原則的には自己負担1万円になります。ただし、70歳未  
満である一定の600万以上の所得がある方については自己負担2万円と  
いう形になります。このそれぞれの1万円、2万円のご負担していただ  
いている部分については、重度心身障がい者のほうで助成という形にな  
りますので、実質的には自己負担というものは恐らくゼロという形にな  
るかと思います。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時49分)



(開議 午後零時56分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(諏訪) では、質問させていただきます。

まず、歳入のほうで一般会計繰入金なのですが、29年度の予算額は8億1,  
951万円ということなのですが、前年度よりおよそ2億円近く額が  
ふえておりますけれども、この要因というのはどういうことでしょうか。

(国保年金課長) 平成29年度の予算においては、一般会計繰入金につ  
いては8億195万1,000円ということで措置をさせていただいております。  
一方、決算においては6億1,195万612円、昨年対比に比べて4,259万2,5  
28円ということで増加しています。予算と決算の乖離につきましては、  
その他一般会計繰入金として2億3,000万円措置していたものを4,000  
万、いわゆる法定外の繰り入れを4,000万円にして、1億9,000万執行残  
というような形をとらせていただきました。理由につきましては、基本  
的に療養給付費医療分のほうが被保険者の減少だとか医療費自体が伸び  
が一定金額抑えられた件、あと前期高齢者の件については精算金の部分  
が一定額あったものについて、また補助金等の獲得もあり、翌年度に繰  
り越す金額が見込めたため執行残とさせていただいた次第です。

以上です。

(諏訪) 済みません。ただいま表の見方を間違えていました。そうしますと、当初予算が8億を超えていて、決算額が6億1,100万ということでよろしいですね。そして、繰り入れた額の執行残、執行しなかった額というのはどういった扱いになるのでしょうか。

(国保年金課長) こちらの執行残、先ほど申し上げた一般会計の繰入金为主立った1億9,000万執行残という形になります。一般会計からの繰り入れをしないということになりますので、国保財政的には基本的には先ほど言ったように、翌年度繰越金がある一定の金額を見込めるためと、かつ一般会計につきましては一般市税という形になりますので、そちらのほうの財政等と検討した結果、執行残とさせていただきました。ですから、そのまま仮にこの2億3,000万という形が執行された場合、当然翌年度繰越しに相当する金額が現在ではお示ししている6億8,689万3,456円になりますけれども、プラス1億9,000万というものが翌年度繰越しという形にはなるのですが、こちらについて執行しなかったということで今回6億8,600万の繰越しという形で決算をさせていただいております。

以上です。

(諏訪) では、被保険者が非常に減ってしまっていて、前年度に比べて世帯で406世帯、前年度より減っているということで、人数としては1,416人ということで、今後もこれは減る可能性があるということでよろしいのでしょうか。

(国保年金課長) この被保険者の減少につきましては、平成28年10月の社会保険の適用拡大というものがあまして、加速的にちょっと減少しているという状況です。景気の動向だとか、そういった中で被保険者が増減する理由にはなるのですが、現在の状況からしましても恐らく30年度、31年度も継続して減少していくというような見込みを立てております。

以上です。

(諏訪) わかりました。そうしますと、社保への切りかえのためにこの年は大幅に減っているということでよろしいですね。

(国保年金課長) 特に減少率で申し上げますと、やはり28、29が顕著に減少している。ただ、こちらをごらんいただいてもわかるとおり、26年度以降やはり減っているという事実はございます。

以上です。

(諏訪) そういたしますと、同じく歳入のところの表3のところなのですが、国保税不納欠損ということで、こちらはいわゆる国保税の滞納をしたための不納欠損ということでよろしいのでしょうか。

(国保年金課長) こちらの不納欠損につきましては、滞納繰り越しになったもののうち、時効に相当するもの及び執行停止に基づいて徴収権を放棄するような形、そういったものがこの不納欠損金額という形でそれぞれ年度ごとに表示をさせていただいております。

以上です。

(諏訪) 29年度が非常にといいますか、年々上がっている……27年度も高いですね。欠損額が非常にふえておりますけれども、これは現年度分プラス繰り越しされた滞納額ということで29年度は欠損額が高いという、そういうことでよろしいのですか。

(国保年金課長) 28年度に比べて29年の不納欠損金額が多いという理由なのですが、29年度に収税対策室のほうで執行停止、執行停止というのは停止決議をしてから3年後が時効を迎えることになります。一方、地方税を使っている税については、未納については5年で徴収不可というか、時効による不納欠損の処理をすることになります。29年度は、この執行停止にしたものについて3年を待たず財産調査をして、資力回復のない方、例えば高齢者で今後収入の見込みがない方、そういった方を再調査をして、即時停止という形で切りかえたということになりますので、その分が29年度上乘せになって、こういった形で欠損金額が多くなっているというような要因になっております。

以上です。

(諏訪) そうしますと、現時点で滞納して、いわゆる支払いがなかなかできないような方々は時効を迎える前に欠損処理をされているということで、平成30年度からの滞納者については新たな滞納者ということで、

今後は欠損扱いになる件数はそう大きくなりえないと思ってよろしいのでしょうか。

（国保年金課長）ご指摘のとおり、本来であれば30年度で時効により、時効もしくは執行停止により期間制限で不納欠損するべきものというものについて、処分した案件を3年を待たずして再調査して即時停止をかけたということになりますので、当然来年度時効というか、停止されるものが前倒しで29年度に不納欠損をしたという状況になります。

以上です。

（諏訪）失効状態になった被保険者の現在の国保の保険証というのはどういったふうになっているのでしょうか。

（国保年金課長）基本的に執行停止については、過年度分の滞納分、現年度分を執行停止にするというのはほぼほぼ、例えば倒産だとか、そういったもの以外は余りない事例になりますけれども、過去の滞納については執行停止により滞納ではなくなりますので、現在の納税相談の方法からいうと、あくまでもことしの分をちゃんと納めている方についてそういった過去の分の判断をさせていただいているかと思えます。ですから、推測ではあるのですがけれども、短期証だとか、そういった処分の中で執行停止をしているという案件はごくごく少なく、通常の保険証なりが交付されているものと思っております。

以上です。

（諏訪）では、歳出のほうなのですからけれども、表6の糖尿病性の腎症重症化予防事業で、こちらでいわゆる糖尿病の予備軍ということかなと思うのですけれども、その方々へのさまざまな医療的な何か支援というのでしょうか、そういったものを行ったという、そういうことでよろしいのでしょうか、これは。

（国保年金課長）この糖尿病性腎症の重症化予防事業というのは、埼玉県の主導によりまして国保連合会に委託をして行っています。これは、埼玉県と県の医師会のほうで共同した契約に基づいて、そこに国保連合会、そして我々保険者のほうが賛同して事業として委託をしているという状況です。こちらにつきましては、基本的には27年から鴻巣市は参加

をさせていただいていることになるのですけれども、具体的な支援ということにつきましては連合会のほうからそれぞれ候補者等を絞り出して、該当者について通知をして、通院もしくは面談を行って生活指導もしくは食事指導、そういったものを行うという事業になっています。年度によって参加者だとか修了者、それぞれあるのですけれども、それぞれの参加者の取り組み方によって辞退される方もいらっしゃいますし、年度別にばらつきがあるという状況が出ております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、国保連が抽出をして、委託をしているわけですから、国保連が対象者を抽出して、そこにアプローチをかけて指導をしていくということだと思われるのですが、これによっていわゆる成人病予備軍というところでは解消されているというような国保連からの報告とか、そういったものはないのでしょうか。

（国保年金課長）基本的にこの糖尿病腎症の部分で症状がよくなってという方、これはほぼ多分いらっしゃらないと。基本的には通院をされている方というのは非常に多いと。そういった中で生活改善を促すという事業になってきます。成果につきましては、例えば症状というか、糖尿病に実際に透析を受けないようなことになりましたので、それが1年おくれになるのか、5年先になるのかという形になるかと思うのです。これの結果というのは、実は単年度ではなかなか判断がつかないということになっていますので、今連合会のほうでそのいわゆる成果というか、そういったものについて分析をし始めておりますので、現在のところこの事業に参加した人がどうなったかということは公にはなっていないという状況にあります。

以上です。

（諏訪）そうしますと、どなたが候補者になっていて、参加した人がどんな方なのかというのは市のほうはわかるわけですか。

（国保年金課長）こちらのほうには、一応抽出者だとか、そういったものが逐次連合会のほうから情報としては来ています。ただ、市のほうから直接的に受診勧奨という形をとっておりませんので、そういった方の

状況というのをこちらのほうで把握しているかと言われると、名簿、リスト的にはあるのですけれども、現在のところ把握はしていないというところになります。委託のほうでやっていただいているという状況になります。

以上です。

（諏訪）この表には出ていないのですけれども、今は精神疾患の方が非常にふえているかと思うのですけれども、国保のほうで精神疾患についての方々の対応というのですか、そういったものは何か対策はあるのでしょうか。

（国保年金課長）これは、特定健診を行って、その後の特定保健指導というのが実は市のほうで行っている事業になりますけれども、この際に精神疾患と言われる方については指導対象外と現在させていただいています。理由につきましては、数値に基づいてある程度抽出をさせていただく中で、それを余りにも気にしてしまうというような症状もあるというようなこともありますので、基本的には特定保健指導という形ではなくて、医療機関への受診という形の中で措置というか、対応していただくような形になっております。

以上です。

（金澤）それでは、国保のほうでこの表に基づいて質問させていただきます。

繰入金については、今諏訪さんが質問しましたので、その辺は内容はわかったのですが、この表の右側のほうの上段に国保税関係で徴収率等が、県内の順位が出ていますよね。29年度、96.23ということで1位ですよと。滞納繰り越しと現在だと24位ですよ、6位ですよとかと書いてあるのだけれども、この表というのは国保自体が県のほうの全体が管理になったという状況の中で、この順位云々に対して指導とか、そういうのは来るのですか。要は順位が低いからもうちょっと頑張らなさいとか、そういうのというのはある。だって、全体的にある程度、競争と言ってはおかしいけれども、競争原理ということではないだろうけれども、他市との比較、40市があるわけだから、おたくは何番目だ、徴収率はとかと、い

ろいろそういうのが出てくるわけではないかと思うのです。そういう経験はないのですか。前、国保の議員さんの一般質問か何かでもそういう話がちょっと出たような感じがするのだけれども、指導とかそういうのはまだ来ていない。

（国保年金課長）基本的にこの徴収率については、人口規模別によって平成30年度については国保広域化になった中で目標値というのが定められています。30年度以降は、それに向かってそれぞれ努力していくという形になるのですけれども、29年度までについては特に徴収率が悪いということで指導、当然県の指導監査的にはもうちょっと収納率をよくしようとか、そういう指導はありますが、これについて特段ペナルティーだとかというのは、実は今のところ、29年度まではございません。逆に徴収率がいいというところについては、それぞれの調整交付金の中で評価をいただいて交付をいただいているというのが実情です。平成29年度につきましては、徴収評価ということで3,812万6,000円という金額を県の特別調整交付金の中で頂戴をしております。

以上です。

（金澤）その県の交付金というのは、順位等によって差が出てくるということですか。

（国保年金課長）29年度までの特別調整交付金の評価につきましては、あくまでも順位ということではなくて、ある一定の、例えば95%以上だとか94%以上だとか、そういった中で頂戴をしているものです。まるっきりその基準に満たない部分については、ここの評価がないということになりますので、徴収評価は当然ゼロというところもあり得るというふうには思っております。

以上です。

（金澤）次に、歳出のほうで、表の高額医療費が右側の上にあるではないですか。高額医療費が9億9,900万、約10億円の支払い済みになっているわけだけれども、ここに書いてあるのは高額上位ということは29年度で1カ月の医療費の1人の方がお支払いしたのが840万ですよという解釈でいいのですか。

(国保年金課長) 参考として記入させていただきましたが、29年度、①というところに840万とあります。こちらは、1カ月の医療費相当額ということになります。

(金澤) 1人で。

(国保年金課長) 1人です。

(金澤) 高額治療だからいたし方ないとは思いますが、では支払い済みが約10億円ありましたよと。この高額費用を受けた患者さんというのは何名ぐらいいるのですか。その辺はそっちはつかんでいない。

(国保年金課長) 済みません。こちらにつきましては、申しわけございません、金額等の把握はできるのですけれども、人数だとかその辺についてはあくまでも共同事業という中になっていきますので、その人数のほうは国保連合会のほうからは出ておりません。

以上です。

(金澤) もう一つ、特定健康診査等事業ということで委託費で特定健康診査とか特定保健指導、また特定健康診査事務委託料とかとありますが、右側の表の7番、8番を見ると、表の8のところでは動機づけとか積極的とかという形で分かれてあって、指導率が何%ですよということは年度別に書いてあるのだけれども、この指導率、我々ほどの程度を目標にするのか、ちょっとわからないのですが、これは目標率というのはある程度推奨、こうやるべきだというのがあるのですか。

(国保年金課長) ここの特定保健指導の指導率というのは、個人に対する指導の率ではなくて、あくまでも対象者に対して完了者が何人いるかという部分になります。右側の表にあります表7に特定健康診査というのがそれぞれございますけれども、これの対象者に対して受診をしている割合というのが法定報告では43.4%。目標率については、平成29年度第2期の特定健康診査実施計画においては60%を目標にしております、結果としてはまだ29年度は正確には出ておりませんが、恐らく44%からのものになります。一方、特定保健指導につきましては実は同率を狙っております。平成29年度の指導率という部分については、例えば利用券発送の……動機づけで申し上げますと613人、こちらの人の6

0%というのが指導率の目標になります。

余りにもちょっと開きがあるというのが実情でありまして、こちらのほうとしても保健指導を受けてくださいということでアナウンスなり、受診勧奨と同じように通知なり電話勧奨なりをさせていただいているのですけれども、年度によってばらつきがあるのと、今のところ平成29年度でいえば20%、これ法定報告の確定ではないのですが、そういった数字にとどまっているということになりますので、どちらも60%、第3期の特定健康診査の実施計画でも平成35年度にどちらも60%という形で目標を掲げておりますので、それに向かって現在取り組んでいるところであります。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第85号 平成29年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 平成29年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(諏訪) では、質問させていただきます。

65歳以上の1号被保険者が少しずつふえているのかなと思うのですが、前年度に比較して1号被保険者の人数というのはどのぐらい変化しているのでしょうか。

(長寿いきがい課長) 28と29の比較になるのですけれども、28年度が3万2,430人、29年度末が3万3,300人ということでふえております。

(諏訪) 今回初めてでしょうか、所得段階別の被保険者数の人数、今まで出していたいただいていたのでしょうか。済みません、ちょっと手元に資料がないのですが。3番の表なのですけれども、所得段階別の被保険者数が今回出ているのですけれども。

(長寿いきがい課長) 申しわけございません。これは、私直したつもりで、先ほど言った3万2,443というのは28年度の数字になりますので、29年度の数字ではありません。申しわけありません。数字を順番に申し上げさせていただきたいと思うのですが、第1段階が4,215、第2段階が1,728、第3段階が1,518、第4段階が6,036、第5段階が4,760、第6段階が5,038、第7段階が4,753、第8段階が2,867、第9段階が1,156、第10段階が1,229、合わせて3万3,300でございます。申しわけありませんでした。この資料につきましては、過去毎回お渡ししている中では入れさせていたいただいている資料でございます。

以上です。

(諏訪) ただいま訂正をしていただいたものがいただけたのですが、今いただいたのは平成28年3月末の各所得段階別の1号被保険者ということですが、ここの表に、済みません、平成30年3月末というふうに記載しているのですが。

(長寿いきがい課長) 今申し上げました数字が平成30年3月末でございます。この表に記載しているのが平成29年3月末の数字を間違えてそのままになっております。

以上です。

(諏訪) そういたしますと、平成29年から30年で全体的には人数が減っているということになりますか。ただいまいただいたのが合計で3万3,300人というのは、一番上の1番の表と同じ数字なのですけれども。

(長寿いきがい課長) 29年度末で3万3,300人で、所得段階別も29年度末で3万3,300人の各段階での割り振りを出させていただいているところでございます。

以上です。

(諏訪) 済みません。ちょっとこんがらがってしまいました。そうしますと、もともと書いてあった3番の数値というのは第1段階の4,322人のところというのは、これは何年のものなのですか。

(長寿いきがい課長) 28年度末と考えていただければ結構です。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時49分)



(開議 午後1時51分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(諏訪) そういたしますと、いわゆる基準段階の第5段階の方々が一応4,760名で、非課税世帯の方だとかという方が割合多く占めているというふうに思うのですけれども、第1段階から第5段階までの全体に占めるパーセンテージというのはどういう感じなのでしょう。

(長寿いきがい課長) ざっくりの数字になりますが、第5段階までで6割程度を見込んでおります。

(諏訪) では、2番の認定の状況でございますけれども、全体的には1号と2号で全部で4,309の方が認定を受けられています。この認定を受けていて、実際には介護保険のサービスを使っている方の人数というのはおおよそどのぐらいになるのでしょうか。

(長寿いきがい課長) 全体でいうと、これは30年3月の月報というふうに考えていただきたいと思うのですけれども、3,837名の方が利用しております。

(諏訪) そうしますと、介護の申請をして認定を受けても実際には全員が使っていらっしゃるわけではなくて、およそ500人弱の方がサービス利用がなく過ごされているということなのですけれども、新たに総合事業が始まって、介護保険のサービスを使わずとも認定を受けて、例えば要介護1の方が総合サービスを使っているというケースもあるかなと思いますけれども、その場合はサービス利用者には入らないということによるしいのですよね。

(長寿いきがい課長) 新しい総合事業では、要介護を持ってしまった方は新しい総合事業は使えません。あくまでも要支援1、2を持っているか、または要支援1、2の手前のチェックリストで使えますよという方だけ入ってきます。要支援1、2を持っている方に関しましては、認定者の中に入っていますので、新しい総合事業のみ使っている方というのは、先ほどのご報告の中で数字を言わせていただいたのですが、その数字の中の……延べ人数にはなるのですけれども、791件の利用が総合事業側ではあります。この方たちがチェックリストだけかというのはちょっと分析はまだしていないのですけれども、29年度で介護のサービスを使っていずにこちらだけでやっている方たちになります。

以上です。

(諏訪) 済みません、認識不足で。介護度が介護1から5の方は総合事業が使えないということだったわけですね。それだけ要支援1、2の方々がどのぐらい総合事業を使っているかというのは今のところちょっと数字的なものは出していないということがわかりました。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時57分)



(開議 午後1時57分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(長寿いきがい課長) 済みません。先ほど基本チェックリストだけの人の人数がちょっと不明というふうに申し上げましたが、資料としてありましたので、ご説明させていただきます。

基本チェックリストにより新しくサービスの利用を開始した人は、平成29年度で124名いらっしゃいます。この方たちは、介護の認定はとっていないでチェックリストのみで新しい総合事業のほうを使っているという方たちになります。

以上です。

（加藤） ちょっと決算とは直接関係ないのですけれども、でも介護のことなのですが、いいですか。というのは、介護保険の申請を、認定を受けるための申請を受けるに当たって、ある方が骨折で入院をしていた。脳梗塞とかそういうことでなくて、骨折で入院していたのです。そしたら、そのご夫婦の連れ合いの方のほうから介護保険の申請をするのだという話があったのです。私もはっきりわからないのですけれども、病的なことでの、その後やはりいろんなリハビリやら介護を受けなければならないような状況になるということがある程度あるならですけれども、とりあえず手術をして入院をしているという状況の方で、えっと、そういう方が全部介護保険の申請して受けるとなったら、とめどないのではないかなと私自身は思ったのです。ただ私の判断ではなくて、病院側からも申請したらいいですよと言われたので、一応支所のほうに行って用紙をもらってきてというか、申し込みをしてきたみたいなきょうがあったのですけれども、そういうただ単に自転車で転んで骨折をした、手術をしてまだ入院中だったのですけれども、そういう方も全て申請して……申請してそれが認定できるかどうかということはまた別なのかもしれないのですけれども、そうすると調査委員会なんかが行っていろいろやらなければならないではないですか。そうすると、そこにやはり時間的に職員さんのものがかかるわけですから、仕事として。そういう介護の申請の仕方というのはあるというか、できるのですか。

（長寿いきがい課長） 一般的な話としてお聞きいただきたいと思うのですが、介護保険の制度上は介護保険を使うに当たって、もとになった原因は問われてはいません。あくまでも日常生活を行うに当たって介護が必要になったという65歳以上の方であれば、それが疾病であろうが、けがであろうが、加齢による身体機能の衰えであろうが関係なく介護保険

は使えます。入院の場合が多いのですが、お医者さんが入院の初期の段階で介護保険の申請をしてくださいますというパターンが多くございます。実はうちの窓口のほうでは、入院の初期の場合には申しわけないですが、できる限り、まずは第1段階としてお断りしております。理由は何かといいますと、入院の初期の段階で介護度をはかっても退院時に本当にそれだけの介護度なのか、それとも悪化しているのかがわからないので、退院の1週間ぐらい前になったら申請してくださいますというような形でご案内をしていることが多くございます。ただ、先生方は早目に介護保険の資格もとっておいてほしいというお医者さんが多くございまして、入院したらすぐに介護保険の申請もやっておいてよというお医者さんがいらっしゃる、これは現実にあります。

以上です。

(加藤) わかりました。その方は、結局退院してきて、ちょっとリハビリしたけれども、全く普通に行動されているのです。途中で、だから…まだその後のことはわからないし、なので途中でやめたみたいなのですけれども、これから高齢社会の中でいろんなケースがあるかと思うので、ちょっと確認をさせていただきました。ありがとうございます。

(川崎) 65歳以上の元気な高齢者の方が一般介護予防事業を利用する、そして65歳以上で要支援の1、2及びチェックリスト該当者が利用するものとして介護予防・生活支援サービス事業で、要介護1から5…要支援1からも入りますか。要支援1からも入りますよね。先ほどご説明がありましたけれども、こちらのほうについては3,837名が利用しているという状況だったかと思えます。わかる範囲で教えていただきたいと思うのですけれども、そうしますと一般介護予防事業、第1号被保険者全てを対象とする介護予防事業ですけれども、これはおよそ何人くらい使っているのかというのわかりますか。

(ちょっと済みませんの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時04分)



(開議 午後2時04分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(長寿いきがい課長) 一番大きな事業といたしましては、先ほど債務負担行為をお願いしました、はつらつ健康スタジオという事業がございます。市内の13カ所で1年間を通して行っているのですけれども、実施回数として530回で1万3,474人、延べですけれども参加していただいております。それ以外に……済みません、訂正させてください。1年間で552回で1万3,474人の参加がされているほか、そのほかにサロンですと延べ参加者3,268人、すこやかシニア体操というボランティアがやっていたている事業があるのですが、これが1,350人、それから今、市のほうでちょっと力を入れております、のすっこの体操というのがあるのですけれども、これが今、市内の24カ所で実施しております。のすっこの延べ参加人数は、ちょっとこちらに情報がないのですけれども、このような事業をまずは介護にならないよう予防ということでやっていただいております。

以上です。

(川崎) 延べ人数ということでしたので、1人の方が幾つもの事業を利用されているのかなというふうに推察をするわけですけれども、この一般介護予防事業の参加者数についてはおよそわかりました。

それでは、介護予防・生活支援サービス事業ということで新たなサービスで、はつらつデイサービスのほうにつきましては791件、これも延べだったかと思いますが利用されているということで、はつらつ生活支援サービスについてはゼロ件であったというふうに伺っております。これ現在でもそうなのかどうか。決算時にそうだったのか。現在利用がどのようになっているのかというのはわかりますでしょうか。

(長寿いきがい課長) 現時点でも利用されている方はいらっしゃらないです。

以上です。

(川崎) その理由としては、どのようなことが考えられますでしょうか。

(長寿いきがい課長) はつらつ生活支援サービスは、もともとは生活援

助型のサービスを考えておりました。短時間で必要な生活援助をするという前提だったのですけれども、残念ながら要支援2までいかない方です。生活援助はそれほど必要な方がいらっしゃるの一点、それからこれは事業者側の本音になるらしいのですけれども、短時間での生活支援とはいえ、それを請け負ってくれるような従業員という言い方をするのでしょうか、方がなかなか見つからないというのを聞いております。なぜかという、通常の介護での生活支援サービスになりますと、介護福祉士等の資格を持っている方になりますので、ある程度の時間給が必要になります。しかし、はつらつはその資格はなくていいよというふうな設定にはなっているのですが、逆にそれだけの短時間のためにそのような方を雇えないというのが事業所側から聞いておまして、そういう部分でも提供側にもちょっと人材不足のところがあるということで、両方からの原因で利用者が出てこれないというふうに考えております。

以上です。

(川崎) そうなりますと、ちょっと今後、内容についても検討していかなくていけなくなりますね。一方、非常にはつらつデイサービスを利用されて喜んでいらっしゃる方がおります。私もご相談いただきまして、こちらのほうをご紹介しましたところ、簡単なチェックリストで、お元気なのだけれども、こちらのほうが受けれますよということではつらつデイサービスを利用されておまして、非常に生き生きと筋力も回復をされているようです。この効果というのは私も認識しているところですので、一番理想的なのは65歳以上でずっと元気でいられて、一般介護予防事業をずっとできる方というのが一番理想なのでしょうけれども、その次に介護予防・生活支援サービス事業の地域サービス、新事業でしょうか、はつらつデイサービスですとかを利用しながら何とか元気で保っていけるようにということがすごく大事なことかなというふうに思っております。ですので、こちらのほうの充実ということについては、こういう結果を踏まえて考えていらっしゃるということはあるのでしょうか。

(長寿いきがい課長) これもやはり運営をしている事業者の確認を  
いったのですけれども、普通のデイサービスの様な遊びを提供して  
いるのではなくて、ある程度の運動機能を強化するような形のデイサ  
ービスのほうがいいだろうということです、名称も実は、はつらつデ  
イサービスではなくしてほしいという事業所も出てきているのです。  
そういう言い方ではなくて、もっと別の言い方をしたいという。で  
すので、そういう事業所の自由度も含めながら介護予防、または要  
支援1、2でとまるようなサービスを提供できるよう、ちょっとプラン  
は考えていく必要が考えております。

以上です。

(川崎) 利用されている方の声なのですけれども、食事がつかない  
わけです。つかないといいますか、それは短時間ですので、午前中  
だけですか、あるいは午後だけですか。それがいいというふうにお  
っしゃっていましたがけれども、自分の好きなものを食べれるとい  
うことで、そういうふうなお声もありますので、こちらのほうはぜ  
ひ頑張っていたきたいというふうに思うわけなのですけれども、そ  
うしますと先ほども前任者が聞かれましたけれども、介護保険の  
認定状況のところですか。29年度末の数字でよろしいのでしょ  
うか。第1号被保険者、第2号被保険者合計しますと4,309人、  
そのうち利用されているのは3,837人だということで、前任者  
の方も、となりますと500名ぐらいが利用していないという  
この要因についてはどのように把握をしていらっしゃいますので  
しょうか。

(長寿いきがい課長) 利用されていない方1件1件にアンケート  
をとったことはないのですけれども、一番多いパターンはやはり住  
宅改修をしたいということで、介護の認定をとると住宅改修がで  
きますので、まずはそこだけ利用したいという方は何人かはいら  
っしゃっています。あとは、介護の認定はとったのだけれども、  
サービスを使うほどではないよなという方も現実にはいらっしゃる  
ようでございます。

以上です。

(川崎) そうしますと、介護の状況が、これは想像ですけれども、  
余り

重くない状況の方たちなのかなというふうに思うのですが、特にアンケートもとっていないということでしたけれども、介護保険の役割としまして元気な方は元気さを保っていただきながら年を重ねていただくということも大事なことでありますし、筋力がつかなかった方も筋力がつくようにということで、要は楽しく年を重ねていただきたいということが一つ眼目だと思うのです。そうしますと、そういう方たち、要支援1から要介護5までいるわけなのですけれども、この方たちの中で500名というのがどこになるのかわからないのですけれども、逆に言うとこれは受けていただかなくてはいけないのではないだろうかという方のないように、そこはきちっとしていただかなければならないと思います。ですので、この把握につきましては認定を受けた方が正しいサービスを、よりよいサービスを受けられるように、そのサービスの一つとしても住宅改修もあるのでしょうかけれども、そのように気を配っていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

（長寿いきがい課長）認定をとるということは、ある意味介護のサービスに入ってきますので、ケアマネジャー、または地域包括支援センターが関与してまいります。ですので、特に要支援1、2でとった方であれば包括が一旦は必ず関与してまいりますので、使わなかったからといってその方が完全にフリーになってしまうことはないと考えております。包括は見守っていくというのが仕事になりますので、その方たちとコンタクトをとりながらできるだろうと考えております。要介護のほうになりますと、やはりある程度介護保険が必要というふうに考えておりますので、その部分では事情はいろいろあるのだろうとは思いますが、通常的にはケアマネジャーから誘導していくということで考えていきますので、今度居宅介護支援事業が市のほうの指導監督になりますので、その中でケアマネジャーに見守っていくというか、ちゃんとその人とプランを考えながら進めていくような指導をさせていきたいと思っていますので、そこで漏れがないようにしていきたいと思っています。以上です。

（川崎）今、課長がおっしゃったように、要支援の1ですとかあるいは

要支援の2とといいますと半年後ですとか、あるいは1年後という形でまたその状況を新たに認定するというふうになっているかと思うのですが、そういうふうな方たちについては確かに余り心配はないかと思いますが、先ほども言いましたけれども、ケアマネジャーさんとまたよく連携をとっていただきながら漏れのないようにしていただきたいというふうに思うわけです。そうなりますと、ケアマネジャーさんの負担というのでしょうか、議案第75号でも論議しましたけれども、市民の方たちにとっては極端なことを言うといいことしかない、特に皆さんが不便を強いることはないですよということですが、ケアマネジャーさんの負担軽減のためにどのようにしていくべきか。ジレンマがあるかと思えますけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

(長寿いきがい課長) ケアマネジャーは、ケアプランを作成するというのがまず第1段階になりますので、その適正化のために地域ケア会議というところや、ケアプランチェックでケアマネジャーが悩むようなケアプランにならないように、こういうものをつくるのですよというような誘導をしていくというのが市のほうでまず第1段階でできることではないかと思えます。おのおのの仕事量に関しましては、35人まで1人で抱えることができるという部分がありますので、そこに関してはケアマネジャーさんのおのおのの能力に依存するところはあるとは思いますが、市のほうでバックアップできるのはケアプラン等でケアマネジャーが悩まないようなところにさせていければと考えています。

以上です。

(川崎) そうしますと、先ほどお話が出ましたけれども、例えば住宅改修をしたいというようなお話がありまして、一方、歳出を見ますと保険給付費の介護サービス等諸費の4目居宅介護福祉用具購入費、また5目居宅介護住宅改修費はいずれも前年比と比べますと減っております。この理由というのはどのようにお考えでしょうか。

(長寿いきがい課長) 全ての減は、純粹に件数の減にはなるのですが、予防のほうの住宅改修がやはり伸びているのです、介護予防の。このような方たちが、ですから先ほどお話をしましたとおり、要支援1

でも住宅改修の補助は上限20万で出てきますので、まずはというところはあるのかなと考えています。介護のほうの方に関しましては、件数がこの年に関しては確かに実績減になっております。そこに関しては、ちょっと要因分析はしていないのですけれども、予防のほうに関しては間違いなくそういうところもあるのかなと考えております。

以上です。

(川崎) 今のはわかりました。課長おっしゃったことなのですからけれども、そうしますと2番の介護予防サービス等諸費のほうで4目の介護予防住宅改修費は確かに伸びております。3目の介護予防福祉用具購入費はやはり減になっているのです。この福祉用具購入費は、だからどちらも減になっているわけなのですからけれども、この理由というのとは何か考えられますか。

(長寿いきがい課長) どちらもやはり純粋に申請件数の減なのですからけれども、福祉用具につきましては、これは純粋にケアマネとかと協議をして、その福祉用具が必要であるという理由が出てこなければいけません。ですので、必要ということにはならなかったのではないかなというふうに考えます。

以上です。

(川崎) 福祉用具につきましては、これは自治体間で差がありますか。たくさんあると思うのです、福祉用具が。だから、鴻巣市で認めているものと他市でどうなのかというのは、これだけ減っている、使わないという、純粋に使わないということであればいいのですけれども、あるいはその中に該当するものがないから使いたくても使えないのだということのないように、これは近隣市の状況等調査する必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

(長寿いきがい課長) 福祉用具の購入基準につきましては、鴻巣は国が定めている基準があるのですが、結構、厳密にそこに従っている部分がございます。他市、例えば隣の北本市から比べると正直なところ厳しゅうございます。それは、基準を見ているというふうに考えています。ただ、来年から厚生労働省で福祉用具の購入に関して変更がございます。

全国標準の単価と、それからそれに伴う上下のぶれが公表されます。それから、福祉用具購入の上限額もできます。例えば車椅子だったら、どんな高性能であってもここまでしか出せませんとか、そのような基準が出てきますので、そこになってきたときに、ではどうしましょうかというのは今うちのほうの担当の中でも協議をして、国の基準の範囲内であればオーケーにするかどうかというのを検討しているところになります。

以上です。

(諏訪) 1点だけお願いいたします。歳入のほうの2番の国庫支出金の1目の地域支援事業交付金なのですけれども、こちらのほうがマイナス3.7%前年度決算よりということなのですが、交付金が減った要因というのは、済みません、どういったことでしょうか。

(長寿いきがい課長) 地域支援事業だけではないのですけれども、国、県から交付されるものは、実は国が最初に調整率で交付を抑えております。ある程度は年度の途中で修正がかかるのですけれども、29年度に關しましては全て抑えられた形になりました。ですので、きょう認定いただきました補正予算のほうで全て過年度分ということで国からもらう形の補正は上げさせていただいております。ですので、最終的には歳出のほうの地域支援事業費の負担割合はもらえるのですけれども、29年度中には全額もらえなかったと考えていただければ結構です。

以上です。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第87号 平成29年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第87号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時27分)



(開議 午後2時44分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第90号 平成29年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(川崎) では、ちょっとお聞きしたいのですけれども、表4のところですか。後期高齢者の1人当たりの医療費ということで、平成29年度は51位ということでした。これは、位置的にどうなのでしょう。

(国保年金課長) こちらの表4には鴻巣市の状況を掲載させていただいておりますが、広域連合の資料のほうから掲載させていただきました。この51位というのは高い順からということになりますので、県内63市町村中上から51番。右側のほうに県内1位、これの状況、県内でいわゆる最安というようになっていますけれども、こちらは63位の1人当たりの医療費ということになっています。これを見ますと、鴻巣市の順位的には51位ということになりまして、県平均の1人当たり83万4,407円より下回っております。分析をどうするかという形になるかと思うのですが、これは1つには被保険者数の数、いわゆる分母の数によるものと、あとは医療にかかる度合い等によって変わる要因があります。表を見ていただいても、こう言うのはなんです、最安のところについては町村と言われるところが一致するところであり、言い方を変えるといわゆる医療

過疎的なものという部分も捉えられるということになりますので、鴻巣についてはこれをどういうふうに捉えるか、例えば健康増進になっているのかという分析については、ちょっとこちらの後期の特別会計のほうでは行っておりませんが、そういう状況がうかがえるということが言えると思います。

以上です。

（川崎）今非常に詳細に説明いただきましたので、そういうふうに単純に健康づくりを図っているからこの順位にいるとか、そのようなものではないという状況ですね。ということがよくわかりました。その辺につきましても、また今後もしろいろ分析をしていただくとしたしまして、表3のところの後期保険基盤安定負担金につきましても、平成29年度、平成28年度より当然ふえているわけなのですが、7割軽減、5割軽減、2割軽減というところも全部それぞれ28年度よりふえているわけなのですが、このふえ方という言い方もどうかと思うのですが、この辺の数字の分析についてはどのように捉えていらっしゃいますでしょうか。

（国保年金課長）1つには、後期高齢者の被保険者の増加というものをどういうふうに捉えるかというのがあります。基本的に鴻巣の国保を見ますと、後期高齢者になる前の前期高齢者と言われるもの、こちらについては既に被保険者の半数が前期高齢者となっております。これがそのまま後期高齢者、75歳になって後期になるのか、65歳の障がいをもってなるのかは別にしましても、ほぼほぼ被保険者が後期高齢のほうに入ってきてきますので、当然被保数がふえると。被保数がふえる反面、75歳以上になってきますので、所得のない人というのを想定せざるを得ないと。それぞれ社会保険に入っている方は厚生年金という形での所得があるかと思うのですが、それ以外の方といういわゆる団塊の世代が今後入ってくる中でこの部分をどういうふうに捉えるかというのはありますが、今の状況でいうといわゆる団塊の世代がまだ後期に入る、徐々に入ってきているのですが、そういった中で軽減対象者がふえていると。今後は、いわゆる2025年問題というのが、後期高齢のほうに団塊の世代が

入ってくると。2040年には後期が一番被保険者数がふえる年になるというふうになってきますので、その辺で軽減対象の方がどの辺に位置するのかというのはちょっと見守る必要があるというふうに考えています。以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第90号 平成29年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第90号は原案のとおり認定されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

次に、文教福祉常任委員会の視察研修についてお諮りいたします。文教福祉常任委員会の視察研修について、日程は平成30年10月10日水曜日から12日金曜日の3日間、視察先、視察項目については淡路市、淡路市全小中学校アイパッド活用教育推進事業について、高松市、高齢者居場所づくり事業について、坂出市、認知症初期集中支援制度について、玉野市、玉野市手話言語条例の制定についてとし、実施したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、文教福祉常任委員会の視察研修について、ただいま申し述べたとおり行うことに決定しました。

次に、手話言語条例に係る調査及び研究に関する事項について、本定例会中において聴覚障がい者関係団体と意見交換をし、また条例案を検討するために委員会を開催することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、手話言語条例に係る調査及び研究に関する事項について、本定例会中において聴覚障がい関係団体と意見交換をし、また条例案を検討するために委員会を開催することに決定しました。

なお、意見交換会は9月12日水曜日、あすに、検討会は9月18日火曜日及び9月20日木曜日の本会議終了後に開催する予定です。

次に、手話言語条例に係る調査及び研究に関する事項について、閉会中の継続審査としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、手話言語条例に係る調査及び研究に関する事項について、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

なお、会議録の調製につきましては、委員長に一任願います。

これをもちまして、文教福祉常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後3時00分)